

平成26年8月8日

農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地 TEL:0185-76-4611



8月 ▶ 11月 農地パトロール月間

農地の利用状況を調査します

○…農業委員会では、今年も「**農地利用状況調査**」を行います。

耕作放棄地は農地集積に支障をきたすだけでなく、病害虫の発生など**近隣の農地等に悪影響**を及ぼすことがあります。農地をお持ちの方は、ぜひ**適正な管理**をお願いします。

農地利用状況調査とは

1 改正農地法による必須調査です

この調査は改正農地法により、毎年必ず行われる調査です。耕作放棄地の把握と発生の防止、再生利用などに役立てられます。

2 農地パトロールと一体化して行います

以前から行われてきた「農地パトロール」と一体のものとして実施されます。8月～11月を「農地パトロール月間」と定め、利用状況のほかに、無断転用の監視、実態把握なども併せて行います。

3 皆さまの農地に立ち入ることがあります

この期間内、町の農業委員や調査関係者が、調査のため**皆さまの農地に立ち入ることがあります**。ご理解とご協力をお願いいたします。

4 著しく管理の悪い場合は指導を行います

著しく管理が悪く、周辺の農地等に悪影響を及ぼしていると判断される場合は、所有者または管理者に指導を行います。



◆ 8月～11月は全国統一「農地パトロール月間」です ◆

農地転用は許可が必要です

まずご相談ください

申請書、添付書類等の準備・提出

現地調査

農業委員会
総会

秋田県農業会議
秋田県農業会議
諮問
▼
常任議員
▼
常任議員
▼
答申

転用許可

農用地区域除外手続（必要な場合）



正しく転用手続きを行った例(工食用仮設道路)

◆農地転用ってなに？

農地転用とは農地を農地でなくすことです。例えば農地に住宅や作業場を建てたり、資材置場や駐車場にしたり、植林したりといった、農業以外の用途に使うことをいいます。仮設事務所や砂利採取、工食用仮設道路など一時的に転用する行為も農地転用に含まれます。

◆どうして許可が必要なの？

農地は食糧の生産基盤ですから、大切に守っていかねばなりません。また、転用によって周りの優良農地などに悪影響が出ては大変です。このため農地転用には一定の規制がかけられ、転用地を農業上の利用に支障の少ない場所に誘導する仕組みになっているのです。

◆まずは農業委員会にご相談ください！

農地転用は、許可の基準が細かく定められていますので、許可の見込みのない農地に転用事業を計画しても、結局は無駄になってしまいます。「この農地をこんなふうに転用したいんだけど…」などの希望がありましたら、まずは農業委員会にご相談ください。



■無断で転用してはいけません



農業委員会の定例総会は原則として毎月10日（2月総会のみ1月末）ですが、曜日等により前後することもあります。農地の売買、貸借、転用などの許可申請は、**毎月月末をめどに、お早め**に行ってください。

お問い合わせ先
八峰町農業委員会

〒018-2502 八峰町峰浜目名潟字目長田118番地
TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203
<http://www.town.happou.akita.jp/index.php?pid=50>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！